

函館市監査公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、教育委員会事務局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年11月16日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成28年度 定期監査結果報告書（教育委員会事務局）

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

2 監査の対象

財務監査

平成28年4月1日から平成28年7月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成28年8月31日から平成28年11月10日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，概ね適正に執行されていたが，教育施設実地監査において改善を要する点が見受けられた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては，現金出納簿，保管金払込書，収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては，出勤簿，休暇承認簿，時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、海水浴場開設経費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 契約事務について

契約事務においては、校舎等環境整備業務委託を対象とし、契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

(3) 教育施設実地監査

ア 予算の執行について

予算の執行においては、配当予算の執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(ア) 指摘事項

物品の調達事務に関し、小学校および中学校において、支出負担行為伺書起票前の見積合せや形質の違う物品の一括調達など、これまでの監査でも指摘していた取扱いが散見されたことから、学校事務職員を対象として行われる事務研修会において、さらなる指導に努められたい。

また、函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱第9条の2の規定により、函館市教育委員会の主催する会議等であって、教育長が別に定めるものに出席するために自家用車を公用に使用した場合は燃料費を支給すべきところ、市費から支給せず、道費から支給していた学校があったことから、要綱に則った適切な事務の執行を徹底されたい。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令

簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。